

(参考1) 個人での備蓄物品の例

(新型インフルエンザ等対策ガイドライン：平成25年6月26日 新型インフルエンザ等および鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議より引用)

○食料品（長期保存可能なもの）の例

米	
乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等）	
切り餅	
コーンフレーク・シリアル類	
乾パン	
各種調味料	
レトルト・フリーズドライ食品	
冷凍食品（家庭での保存温度、停電に注意）	
インスタントラーメン、即席めん	
缶詰	
菓子類	
育児用調製粉乳	

○日用品・医療品の例

マスク（不織布製マスク）	
体温計	
ゴム手袋（破れにくいもの）	
水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）	
漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）	
消毒用アルコール （アルコールが60%～80%程度含まれている消毒薬）	
常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬）	
絆創膏、ガーゼ・コットン	
トイレトペーパー	
ティッシュペーパー	
保湿ティッシュ（アルコールのあるものとなないもの）	
洗剤（衣類・食器等）・石鹸	
シャンプー・リンス	
紙おむつ	
生理用品（女性用）	
ごみ用ビニール袋	
ビニール袋（汚染されたごみの密封等に利用）	
カセットコンロ	
ボンベ	
懐中電灯	
乾電池	

※個人・家庭における対策として自助の視点は重要であり、最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことが推奨されます。

(参考2) 市内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られています。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はありませんが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととします。

(1) 実施体制

ア 体制強化

市内又は他都道府県等において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、松戸市感染症対策委員会または松戸市感染症対策本部会議等を開催し、感染症法並びに国の通知に基づき、市民への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定します。

(2) サーベイランス・情報収集

鳥インフルエンザ*に関する国内外の情報を、インターネット等により収集します。また情報を得た場合には速やかに関係部署に伝達します。(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国、県と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行います。

また、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められたと情報発信した場合や、国から海外における発生状況、国における対応状況等について情報提供があったときは、関係部局で情報を共有するとともに、市民に積極的な情報提供を行います。(健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

ア 患者及び接触者への対応

鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者(有症状者)に対し、必要に応じ保健所が行う疫学調査や接触者への対応に協力します。(健康福祉部)

イ 家きんへの防疫対策

家きん*に高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、県との連携を密にし、具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)の実施に協力します。(環境部・経済振興部)

(参考3)

【用語解説】

※アイウエオ順

インフルエンザウイルス
<p>インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)【P1、P31】</p>
家きん
<p>鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。【P2、P64】</p>
感染症指定医療機関
<p>感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。</p> <p>市内の医療機関では、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する第二種感染症指定医療機関として松戸市立病院を県知事が指定している。</p> <p>※特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。</p> <p>※第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</p> <p>※第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</p> <p>※結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。【P11、P23、P24、P38、P42、P59】</p>
感染症病床
<p>病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。【P23】</p>
帰国者・接触者外来
<p>発生病からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。【P23、P24、P38、P42】</p>
帰国者・接触者相談センター
<p>発生病から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。【P23、P24、P38、P43、P50】</p>
抗インフルエンザウイルス薬
<p>インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。【P5、P7、P8、P23、P24、P50】</p>

個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE) 及び防護服
エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。 【P23、P34、57】
サーベイランス
見張り、監視制度という意味。 疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。【P12、P16、P23、P35、P47、P54、】
新型インフルエンザ
新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。【P1、P2、P3、P4、P7、P8、P18、P20】
新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009
2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。【P1、P2】
新感染症
人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）【P2、P3、P4、P7、P18】
致命率（Case Fatality Rate）
ここでは、新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。 【P7、P25】
鳥インフルエンザ
一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。【P1、P2、P9、P57、P647】
濃厚接触者
患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者。【P18、P23、P31、P43、P48】

パンデミック
<p>感染症の世界的大流行。 特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。【P1、P5】</p>
パンデミックワクチン
<p>新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。【P18、P20】</p>
病原性
<p>新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。【P1、P2、P3、P5、P7、P13、P19、P24、P36】</p>
プレパンデミックワクチン
<p>新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。【P18、P19、P20、P21】</p>